

公益財団法人大阪府育英会の評議員及び役員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪府育英会（以下「育英会」という。）の評議員及び役員に支給する報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報 酬 役職に応じ、役務提供の対価として支給するものをいう。
- (2) 費用弁償 旅費その他職務の執行に要した経費を償うことをいう。

(評議員報酬)

第3条 育英会定款第13条の規定に基づき支給する評議員の報酬の額は、評議員会等会議出席1日につき10,000円とし、会議の都度、支給する。ただし、大阪府の経済に属する者には支給しない。

(役員報酬)

第4条 育英会定款第28条第1項の規定に基づき支給する役員の報酬の額は、理事会等会議出席1日につき10,000円とし、会議の都度、支給する。ただし、大阪府の経済に属する者には支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長には、大阪府指定出資法人の人事、給与等に関する取扱要領に規定する報酬年額を限度として、評議員会において報酬月額を定め、支給することができる。

(通勤手当)

第5条 理事長には、通勤手当を支給することができる。

- 2 前項の規定によって通勤手当を支給する場合における通勤手当の額は、事務局職員の例による。

(費用弁償)

第6条 評議員及び役員がその職務に当たって負担した費用については、速やかにこれを支給する。

(期末手当)

第7条 評議員及び役員には、期末手当は支給しない。

(退職金)

第8条 評議員及び役員には、退職金は支給しない

附 則

この規程は、公益財団法人大阪府育英会の設立の登記の日から施行する。